

川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程

1 制度の概要

(1) 制度の概要

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員としての身分を保有したまま職務に従事せず、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度

(2) 制度の内容

休業事由	次の事由により、外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、職員が当該住所等において生活を共にすること（6月以上） ・企業等での勤務 ・事業の経営 ・専門知識、技能等による個人の活動 ・大学等における修学
対象職員	在職期間2年以上
休業期間	3年
承認要件	・公務の運営に支障がないこと 【考慮事項】勤務成績、その他の事情
申請内容	・休業等をしようとする期間 ・配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由
休業期間の延長	・休業期間の範囲内で1回 ・ただし、配偶者の外国での勤務が延長後の期間の満了する日後も引き続くこととなり、その引き続くことが延長の申請時には確定していなかった場合は除く。
復帰時の給与調整	他の職員との均衡上必要と認められる範囲内で人事委員会規則で定める。
退職手当	在職期間から全期間除算
代替職員	任期付職員、臨時的任用職員
その他	給与不支給

2 根拠法令等

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6

○川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号）
条例の施行日：平成29年4月1日

3 規程の制定概要

(1) 制定理由

川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に関し必要な事項を定める。

(2) 本則の内容

配偶者同行休業の承認及び期間の延長の申請手続並びに様式、職務復帰、任期付採用、職員情報システムによる処理及び教育長への委任等について定める。

(3) 施行日

平成29年4月1日

(4) 経過措置

附則第2項で、県費負担教職員の市費移管に伴う経過措置を定める。